

# 株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2023 年 10 月 17 日

株式会社クロス・マーケティンググループ

2023年10月17日

## 株式交換に関する事前開示書類

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
株式会社クロス・マーケティンググループ  
代表取締役社長兼CEO 五十嵐 幹

当社と株式会社ドゥ・ハウス（以下、「ドゥ・ハウス」といいます。）は、2023年11月13日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ドゥ・ハウスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことについて合意し、2023年8月10日付をもって、株式交換契約（以下、「本契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換について、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の定めに従い、下記のとおり、株式交換契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

### 記

#### 1. 株式交換契約の内容

本契約の内容は別紙1のとおりです。

#### 2. 会社法施行規則第193条に定める事項

(1) 株式交換に際して交付する株式の数またはその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

##### ①本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ドゥ・ハウス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	3
本株式交換により 割当交付する株式数	当社の普通株式：180,732株（予定）	

##### (注1) 株式の割当比率

ドゥ・ハウスの普通株式1株に対して、当社の普通株式3株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がドゥ・ハウスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）におけるドゥ・ハウスの株主に対して、その保有するドゥ・ハウスの普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社の普通株式を割当交付する予定であり、割当交付するに際し当社が保有する自己株式を充当する予定です。

なお、ドゥ・ハウスは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点に保有している自己株式の全て（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってドゥ・ハウスが取得する自己株式を含みます。）を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、ドゥ・ハウスによる自己株式の取得及び消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるドゥ・ハウスの株主においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取することを請求することができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ドゥ・ハウスの株主に割当交付される当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の普通株式を売却し、かかる売却代金をその1株に満たない端数に応じて当該端数の割当交付を受けることとなるドゥ・ハウスの株主にお支払いします。

②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

当社については、東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2023年8月9日を算定基準日とし、算定基準日の終値、並びに算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を用いて算定しております。

一方、ドゥ・ハウスの株式価値については、非上場会社であることと、2022年9月28日に当社が実施したドゥ・ハウス株式の追加取得より時間が経っていないことから、前回株式取得の際に用いたDCF法による算定結果により決定しております。なお、算定の基としたドゥ・ハウスの事業計画において、大幅な収益増減を計画した年度はございません。

(2) 本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とします。当該処理は、会社計算規則に基づくものであり、また、当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

(3) 株式交換完全子会社に関する事項

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ドゥ・ハウスは、2023 年 5 月 26 日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるスキップ株式会社（以下、「スキップ」といいます。）との間で、ドゥ・ハウスを吸収合併存続会社とし、スキップを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行うことに関し、両社の取締役会において決議の上、吸収合併契約を締結いたしました。本吸収合併は、2023 年 6 月 30 日に開催のドゥ・ハウス臨時取締役会及びスキップ臨時株主総会の決議による承認を得た上で、2023 年 7 月 1 日を効力発生日として実施いたしました。

(4) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無

該当事項はありません。

(5) 株式交換が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

会社法第 799 条第 1 項により本株式交換について異議を述べることができる債権者がいないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約書

次ページ以降をご参照ください。

## 株式交換契約書

株式会社クロス・マーケティンググループ（以下、「甲」という。）及び株式会社ドウ・ハウス（以下、「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。

### 第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

#### (1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社クロス・マーケティンググループ

住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

#### (2) 乙（株式会社完全子会社）

商号：株式会社ドウ・ハウス

住所：東京都千代田区五番町6番地1 AKビルディング3階

### 第3条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2023年11月13日とする。ただし、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第4条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙株式は除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、甲を除く。以下、「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に3を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の対価の割当てについては、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式3株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い本割当対象株主に対して甲が割当て交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って処理する。

#### 第5条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

#### 第6条（株主総会における承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本株式交換を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本株式交換を行う。

#### 第7条（自己株式の消却）

乙は、基準時の直前時において乙が有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく乙株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却する。

#### 第8条（善管注意義務等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、その他その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

#### 第9条（剰余金の配当の限度額等）

1. 乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、その時点における乙の株主に対し、いかなる剰余金の配当も行わない。
2. 乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの日を取得日とする自己株式の取得（法令等に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除く。）を行ってはならない。

#### 第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間に、①天災地変その他の事由によって、甲若しくは乙のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合又は②本株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲及び乙は、相互に協議し合意の上、本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失うものとする。

第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の目的及び趣旨に従って、甲乙協議し合意の上、これを定めるものとする。

（以下余白）



以上、本契約締結の証として、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙両者電子署名を施した上で各自その電磁的記録を保有する。

2023年8月10日

甲 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
株式会社クロス・マーケティンググループ  
代表取締役社長兼CEO 五十嵐 幹



印

乙 東京都千代田区五番町6番地1 AKビルディング3階  
株式会社ドウ・ハウス  
代表取締役社長 小笠原 亨



別紙2 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

# 事業報告

〔令和 4年10月1日から  
令和 5年6月30日まで〕

## 1. 会社の現況に関する事項

---

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 全般的事業の状況

当事業年度（自令和4年10月1日至令和5年6月30日）におけるわが国経済は海外経済減速を背景とした輸出減少により押し下げられた一方、コロナウィルスが感染法上の5類へ移行が決定したことにより国内外への人流も増加しインバウンド需要の回復しつつあること、設備投資、公的需要の増加により、緩やかに持ち直しつつあります。一方で当社メインクライアントであるFMCG系メーカーは原材料費の高騰により度重なる商品値上げや、廃棄ロスを削減するための厳しい生産調整などを行っており、WEBサンプリング領域のモラタメ、店頭サンプリング領域のテナタメへのマイナスの影響が大きく表れました。今後も、世界的な景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社が属するプロモーション・リサーチ市場につきましては、コロナ禍で落ち込んだアナログ・オフライン領域での実施が復活しつつあるものの、デジタル・オンライン領域市場の拡大は変わらず、この市場シェアを広げていくことが重要と考えています。

このような情勢のなかで、当社は「HUMAN NETWORKING INDUSTRYの創造に貢献する」という事業理念の下、中期経営計画において新たに掲げた「利益を作る3事業年度」の最終の事業年度として利益と挑戦の追求をテーマに様々な取り組みを行ってまいりました。その中で、モラタメ、テナタメに続く第3の柱としてインフルエンサーを活用したプロモーションを展開するREECH事業の強化や、IPビジネスの強化を図りました。

これらの結果、当事業年度の売上高は2,720,509千円（前年比-15.9%）、営業利益は58,527千円（前年比-67.5%）、経常利益は63,319千円（前年比-65.0%）、当期純利益39,925千円（前年比-70.1%）となりました。※「前年比」は12カ月換算にて算出

#### ② 事業部門の状況

##### (A) リサーチ

リサーチ事業では前事業年度において当社内における各事業部をインタビューサービカンパニーの一部を残し、クロス・マーケティンググループ内の各企業へ移しております。

結果として当事業年度における売上高は289,033千円(前年比-33.5%)、全売上高に占める割合は10.6%となりました。今後はリサーチ事業を移管したグループ会社との連携を強化し、リサーチ事業領域での売上向上を図ります。

## (B) プロモーション

プロモーション事業を牽引してきたモラタメ事業はメーカーの生産調整の厳格化に伴い苦戦しました。一方でWEBクチコミ事業はREECH事業の成長に伴い前年比を大きく上回り、テナメ事業も微増しました。その結果、当事業年度における売上高は2,365,152千円(前年比-14.4%)、全売上高に占める割合は86.9%となりました。

当社最大の売上構成比を占めるモラタメ事業は売上高が1,183,831千円(前年比-31.3%、売上構成比43.5%)となり苦戦した年度となりました。当社のメインクライアントであるFMCG系メーカーの生産調整により「タメせる」に提供する商品の減少からPJT数、1PJTあたりの単価(=セット数)の減少につながったことが影響しています。今後は、サンプリングBOXなど1社1箱ではなく複数社1箱など出品ハードルを下げる等によりメーカーのコスト・在庫減少に対する対策を強化していくとともに、美容・家電・コトの体験など既存のFMCG系メーカー以外のクライアントを増やす、既存のカテゴリーを「ママ」などターゲットやシーンにより再カテゴライズすることにより商品カテゴリーの拡大を図ってまいります。

店頭プロモーション事業では売上高680,716千円(前年比+4.3%)となりました。先期同様に大型実施が見込める大手企業へのアプローチ強化と、既存クライアントからのリピート受注の強化を図り、売上増加となりました。今後も引き続き大型案件の獲得に注力しますが、より営業部門との連携を強めることで売上増加の割合を高めます。また、POSデータを保有する複数の企業とのサービス連携を図ることで、付加価値の向上に伴うテナメサービス自体の受注単価の向上を図るとともに、これまでと異なる切り口でのサービス提案ができるようにすることで案件数、受注数の向上を狙います。

Web・クチコミ事業は前事業年度と同様にキャンペーン運営とインフルエンサー案件、特にREECH事業が続伸したことで売上を牽引し、売上高500,605千円(前年比+29.7%)となりました。今後もキャンペーンシステム費用無料をフックに中長期的なキャンペーン運営案件獲得を狙うとともに、株式会社REECHとの事業連携を深めインフルエンサーを活用した短期売上の創出を図り短期・中期・長期において収益の拡大を図ります。さらに前事業年度より開始している株式会社トキオ・ゲッツとの連携を深め、IPビジネスからの売上創出を狙います。

## (C) 新規事業及びその他事業

ウィズコロナの動きの加速により、前事業年度に苦戦していたインタビュールーム事業が復調し、売上高は66,324千円(前年+70.6%)、全売上高に占める割合は2.4%となりました。

当事業年度最終月より、スキップ株式会社との合併を見越した、スキップ株式会社が保有する「つやプラ」会員を初期メインターゲットとして設定した、女性向けプロテイン販売のD2C事業を開始しました。小ロットでのOEMにより開始しておりますが、販売状況を細かく確認しつつ製造量を調整しながらも売上の拡大を狙います。

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は104,324千円であり、主な内訳は以下のとおりです。

ソフトウェア（モラタメ、テナタメ関連等のシステム開発）	98,624千円
本社に係る工具器具備品	5,700千円

## (3) 資金調達の状況

当事業年度において、重要な資金調達はございません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 「モラタメ」及び「テナタメ」の会員数の維持・拡大と活性化

「モラタメ」「テナタメ」の両サービスにおいて会員数の維持・拡大と活性化は重要な要素です。両サイト共に構築から年月が経っているため、各種リニューアルを行うことで、既存会員維持・活性化につなげ、新規会員を獲得しやすいユーザインタフェースやユーザエクスペリエンスの向上を図ります。

### ② DX促進に留まらない業務の効率化及び生産性向上

当事業年度では新基幹システムへの完全な移行が完了し、これまでにシステムが原因で発生していた非効率事務やシステムが複数存在することで発生していた重複した事務作業が解消されました。

一方でまだ非効率になってしまっている業務、デジタル化により効率性が高まると考えられる業務が散見されます。加えて合併等による事業、サービスの追加や、外部と連携した新たな事業、サービスの創出などにより、既存の業務フローに収まりきれない事象も増えつつあります。

DX促進に留まらず、業務フロー全体の見直しを含めた効率化、生産性向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第41期 令和2年度	第42期 令和3年度	第43期 令和4年度	第44期(当事業年度) 令和5年度
売上高	3,333,378千円	3,694,982千円	4,313,667千円	2,720,509千円
営業利益 又は営業損失(△)	7,067千円	175,434千円	240,030千円	58,527千円
経常利益 又は経常損失(△)	17,375千円	172,702千円	241,362千円	63,319千円
当期純利益 又は当期純損失(△)	△118,419千円	33,060千円	177,778千円	39,925千円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△194.15円	46.47円	234.99円	52円77銭
総資産	1,559,910千円	1,791,745千円	1,791,464千円	1,723,259千円
純資産	687,886千円	833,946千円	1,014,327千円	1,045,250千円
1株当たり純資産額	1,127.85円	1,102.34円	1,337.33円	1,381.64円

(注) 1. 第44期は決算期変更により9か月決算となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社SDGsマーケティング	3,000千円	100%	アウトレット商品販売及び広告宣伝・販売促進に関する業務

(7) 主要な事業内容

フィールド サービス区分	消費者フィールド	店頭フィールド
リサーチ	≪消費者リサーチ≫ 定性リサーチ 定量リサーチ	≪店頭リサーチ≫ 店頭リサーチ チラシマーケティング
プロモーション	≪消費者プロモーション≫ モラタメ キャンペーン運営 インフルエンサー	≪店頭プロモーション≫ テンタメ
その他	インタビュールーム	

(8) 主要な営業所

本社	東京都千代田区五番町6-1 AKビルディング3F
関西営業所	大阪府大阪市北区梅田3-4-5 毎日新聞ビル4階

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
106名	14名

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 上記には、臨時雇用者7名（パートタイマーのみであり、人材派遣会社からの派遣社員を除く）を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	28,981千円
株式会社みずほ銀行	21,996千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

---

### (1) 発行可能株式総数

1,770,000株

### (2) 発行済株式の総数

756,524株

### (3) 株主数

9名

### (4) 大株主

令和5年6月30日現在

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社クロス・マーケティンググループ	692,188	91.99
ドウ・ハウス従業員持株会	24,352	3.24
高栖祐介	10,908	1.45
柿沼宏爾	9,500	1.26
小森隆之	4,795	0.64
小笠原亨	4,692	0.62
舟久保竜	4,297	0.57
中村健	1,200	0.16
岸菜大作	500	0.07

(注) 持株比率は、自己株式4,092株を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、令和5年5月25日開催の株主総会決議に基づき、高栖祐介氏から4,092株の自己株式を取得いたしました。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

令和5年6月30日現在

氏名	役位	重要な兼職の状況
高栖祐介	代表取締役会長	株式会社クロス・マーケティンググループ取締役 CFO 株式会社クロス・コミュニケーション監査役
小笠原亨	代表取締役社長	
小森隆之	取締役 専務執行役員	
小野塚浩二	取締役	
斉藤和馬	監査役	

- (注) 1. 斉藤和馬氏は、公認会計士・税理士として会計に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有するものであります。
2. 当該事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任時の地位及び担当	退任年月日
野村政尚	取締役上席執行役員	令和5年2月28日

3. 当社は執行役員制度を導入しており、令和5年6月30日における執行役員（執行役員を兼務している取締役を除く）は次のとおりであります

氏名	役位
舟久保竜	上席執行役員
石尾俊輔	執行役員
齊藤雅之	執行役員
今井 佑	執行役員

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
		基本報酬	対象となる 役員の員数	退職慰労金	対象となる 役員の員数
取締役	42,803 千円	39,355 千円	4 名	3,448 千円	4 名
(うち社外取締役)	(-)	(-)	-	(-)	-
監査役	0 千円	0 千円	0 名	(-)	-
合 計	42,803 千円	39,355 千円	4 名	3,448 千円	4 名

- (注) 1. 取締役の小野塚浩二氏は無報酬です。
2. 監査役の斉藤和馬氏は無報酬です。
3. 社外取締役及び社外監査役は退職慰労金の支給対象外です。
4. 令和5年6月30日現在の役員数は、取締役4名、監査役1名です。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて決議した事項は、以下のとおりです。

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社はコンプライアンス規程を定め、当社全体でコンプライアンス精神を養い浸透させる。
- (2) 取締役及び使用人一同は、コンプライアンス規程を行動の基本とすることを確認する。
- (3) 法令・社内規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に必要と認める適切な指導監督または教育を、職制に基づいて行う。
- (4) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程その他の社内規程に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で、本社で保存及び管理し、少なくとも10年間は取締役、監査役が閲覧可能な状態を維持する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他体制

当社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部門にて規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。また、総務法務部管掌取締役をリスク管理担当取締役と定め、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行うものとする。新たに発生した重要かつ複雑なリスクについては臨時に社長を委員長とするリスク対策委員会を設置し、すみやかに対応する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「取締役会規程」に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定期に開催するほか必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。

また、取締役会とは別に、常勤の業務担当取締役及び執行役員及びグループマネージャ並びに監査役で構成されるGMボードを月1回開催し、取締役会における審議の充実と意思決定の迅速化を図る。

なお、職務執行については、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に職務遂行の範囲並びに権限・責任を明確化し、これに基づき適正に行う。

### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任または兼任の使用人を置くこととする。

監査役より監査業務に必要な指示を受けた当該使用人はその指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

### 6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会・GMボード・各委員会に出席するほか、稟議書・財務資料・その他業務執行に関する重要文書等を閲覧し、必要に応じて適宜報告を求める。取締役及び使用人は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに報告を行うものとする。

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、全社を挙げて毅然とした態度で対応するため、「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力排除細則」に則り、違法・不当な要求を排除する。

平時においては外部の専門機関等から情報収集を行うとともに、社内に向けて対応方法等の周知を図り、社内における反社会的勢力排除に対する認識を高める。そして、有事の際には所轄警察署や弁護士等と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を構築するものとする。

なお、取締役、使用人、新規取引先については、反社会的勢力に該当するか否かを調査し、取引を行うにあたっては反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んだ契約書を締結する。

以上

# 貸借対照表

(令和5年6月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,387,162</b>	<b>流動負債</b>	<b>553,638</b>
現金及び預金	724,604	買掛金	250,516
受取手形	21,119	短期借入金	50,977
売掛金	494,102	未払法人税等	1,981
商品	7,474	賞与引当金	26,226
仕掛品	15,927	ポインント引当金	80,899
立替金	11,874	役員賞与引当金	7,349
短期貸付金	52,000	その他	135,687
前払費用	13,606		
未収消費税等	12,818	<b>固定負債</b>	<b>119,290</b>
未収法人税等	33,288	長期借入金	34,352
その他	346	資産除去債務	22,896
		役員退職慰労引当金	58,318
		その他	3,722
<b>固定資産</b>	<b>331,017</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>41,682</b>	<b>負債合計</b>	<b>672,928</b>
建物	169,662		
減価償却累計額	△133,278	<b>純資産の部</b>	
建物(純額)	36,384	<b>株主資本</b>	<b>1,042,648</b>
土地	160	<b>資本金</b>	<b>494,000</b>
その他	5,137	<b>資本剰余金</b>	
		資本準備金	316,998
<b>無形固定資産</b>	<b>172,243</b>	<b>利益剰余金</b>	
電話加入権	5,755	利益準備金	5,032
ソフトウェア	166,487	別途積立金	23,000
		繰越利益剰余金	212,619
<b>投資その他の資産</b>	<b>117,091</b>	その他利益剰余金	235,619
関係会社株式	1,530	利益剰余金	240,652
長期前払費用	1,470	<b>自己株式</b>	△9,002
繰延税金資産	53,078		
その他	61,012	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,601</b>
		その他有価証券評価差額金	2,601
		<b>純資産合計</b>	<b>1,045,250</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,718,179</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,718,179</b>

# 損益計算書

自 令和 4年 10月 1日

至 令和 5年 6月 30日

(単位:千円)

科 目	金 額	
高 上 売		2,720,509
低 上 原 売		1,944,885
上 総 利 益		775,623
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		717,096
営 業 利 益		58,527
営 業 外 収 益		5,346
受 取 利 息	84	
雑 収 差	5,262	
為 替 の	0	
営 業 外 費 用		554
支 払 利 損	468	
為 替 の	86	
	0	
経 常 利 益		63,319
特 別 利 益		0
資 産 除 去 債 務 取 崩	0	
特 別 損 失		0
そ の	0	
税引前当期純利益		63,319
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		832
法 人 税 等 調 整 額		22,560
当 期 純 利 益		39,925

# 株主資本等変動計算書

自 令和 4 年 10 月 1 日

至 令和 5 年 6 月 30 日

(単位:千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利益剰余金			自己株式	
		資 本 準備金	利 益 準備金	その他利益剰余金			
				別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金		
当期首残高	494,000	316,998	5,032	23,000	172,693	1,011,725	
当期変動額							
当期純利益					39,925	39,925	
自己株式の取得						<u>△9,002</u>	
株主資本以外 (純額)							
当期変動額合 計	—	—	—	—	39,925	<u>△9,002</u>	
当期末残高	494,000	316,998	5,032	23,000	212,619	<u>△9,002</u>	

	評価・換算差 額等	純資産 合計
	有価証券 評価差額金	
当期首残高	2,601	1,014,327
当期変動額		
当期純利益		39,925
自己株式の取得		<u>△9,002</u>
株主資本以外 (純額)		
当期変動額合 計		<u>30,923</u>
当期末残高	2,601	1,045,250

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①仕掛品…個別法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産…定率法

但し、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4～38 年
構築物	15 年
工具、器具及び備品	3～15 年

##### (2) 無形固定資産…定額法

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(3 年～5 年)に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。

##### (2) ポイント引当金

各サービスサイト会員の将来のポイント使用に伴う支出に備えるため、過去の使用実績率に基づき算出した将来の使用見込み額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当期における支給見込み額に基づき計上しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金細則に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関わる注記)

1. 関係会社に対する金銭債務

金銭債務 98,933 千円

2. 関係会社に対する金銭債権

金銭債権 62,757 千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 68,957 千円

仕入高 1,625 千円

売上原価 438,178 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 756,524 株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

自己株式 4,092 株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

役員退職慰労引当金 17,857 千円

賞与引当金 8,030 千円

減価償却超過額 11,564 千円

ポイント引当金 24,771 千円

長期未払金 0 円

その他 12,736 千円

繰延税金資産小計 74,960 千円

評価性引当額 △16,801 千円

繰延税金資産合計 58,158 千円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

その他有価証券評価差額金 1,148 千円

資産除去債務に対応する除去費用 3,931 千円

繰延税金負債合計 5,079 千円

繰延税金資産の純額 53,078 千円



## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。また、変動金利で調達しているため、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に基づき、期日管理及び残高管理を行うとともに、入金状況を随時把握する体制としております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### ②資金調達に係る流動性リスクの管理

借入金に係る流動性リスクについては、適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品については、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (円)	時価 (円)	差額 (円)
(1) 現金及び預金	724,604,797	724,604,797	—
(2) 受取手形	21,119,093	21,119,093	—
(3) 売掛金	494,102,054	494,102,054	—
資産計	1,239,825,944	1,239,825,944	—
(1) 買掛金	250,516,565	250,516,565	—
(2) 長期借入金(1年内返済を含む)	85,329,000	85,329,000	—
負債計	335,845,565	335,845,565	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿によっております。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

区 分	1 年内	1 年超 2 年内	2 年超 3 年内
長期借入金	50,977	34,352	0
合 計	50,977	34,352	0

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社SDGsマーケティング	所有 直接 100%	役員の兼任	プロモーション	154,939	買掛金	17,739

2. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	株式会社クロス・マーケティング	なし	なし	リサーチ	2,796	売掛金	123
				会場調査	85,011	買掛金	32,658
親会社の子会社	株式会社ディーアンドエム	なし	なし	プロモーション	32,887	売掛金	5,155
				広告掲載	510	未払金	209
親会社の子会社	(株)クロス・コミュニケーション	なし	なし	システム開発	1,345	買掛金	456
親会社の子会社	(株)REECH	なし	役員の兼任	システム開発・広告	31,920	売掛金	3,990
				業務代行	157,537	買掛金 未払金	19,657 220
親会社の子会社	(株)ウィズワーク	なし	なし	業務代行	6,335	買掛金	-
親会社の子会社	からだラボラトリー(株)	なし	なし	商品仕入	1,625	未払金	1,485
親会社の子会社	(株)メタサイト	なし	なし	リサーチ	8,936	売掛金	1,435
親会社の子会社	スキップ(株)	なし	なし	他媒体掲載	18,350	買掛金	4,840
				資金の貸付	52,000	短期貸付金	52,000
親会社の子会社	(株)クロス・プロップワークス	なし	なし	業務代行	2,015	買掛金	357
親会社の子会社	(株)Fittio	なし	なし	エンジニア業務委託	3,200	買掛金	19,657
						未払金	220
親会社の子会社	(株)トキオ・ゲッツ <small>(5月19日グループ入り)</small>	なし	役員の兼任	プロモーション	1,354	売掛金	1,489

**(1 株当たり情報に関する注記)**

1. 1 株当たり純資産額	1,381 円 64 銭
2. 1 株当たり当期純利益	52 円 77 銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

**(その他の注記)**

1. 決算期変更に関する注記

令和 4 年 12 月 16 日開催の株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を 9 月 30 日から 6 月 30 日に変更しております。よって、当事業年度は令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの 9 か月となっております。

(参考書類)

## 連結貸借対照表

(令和5年6月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,408,252</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>555,756</b>
現 金 及 び 預 金	745,678	買 掛 金	249,076
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	21,119	短 期 借 入 金	50,977
売 掛 金	494,102	未 払 法 人 税 等	3,814
仕 掛 品	15,927	賞 与 引 当 金	26,226
未 収 還 付 消 費 税 等	12,818	ポ イ ン ト 引 当 金	80,899
立 替 金	11,874	役 員 賞 与 引 当 金	7,349
短 期 貸 付 金	52,000	そ の 他	137,412
前 払 費 用	13,622	<b>固 定 負 債</b>	<b>119,290</b>
未 収 法 人 税 等	33,288	長 期 借 入 金	34,352
そ の 他	7,820	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	58,318
<b>固 定 資 産</b>	<b>329,635</b>	資 産 除 去 債 務	22,896
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>41,682</b>	そ の 他	3,722
建 物	169,662	<b>負 債 合 計</b>	<b>675,046</b>
減 価 償 却 累 計 額	△133,278	<b>純 資 産 の 部</b>	
建 物 ( 純 額 )	36,384	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,060,238</b>
土 地	160	資 本 金	494,000
そ の 他	5,137	資 本 剰 余 金	318,095
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>172,243</b>	利 益 剰 余 金	257,145
投 資 そ の 他 の 資 産		自 己 株 式	△9,002
長 期 前 払 費 用	1,470	そ の 他 包 括 利 益 累 計 額	2,601
繰 延 税 金 資 産	53,226	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,601
そ の 他	61,012	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,062,840</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,737,887</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>1,737,887</b>

## 連結損益計算書

自 令和 4年 10月 1日

至 令和 5年 6月 30日

(単位:千円)

科 目	金 額
高 上 売	2,720,509
低 上 原 価	1,935,022
高 上 総 利 益	785,486
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	717,300
営 業 利 益	68,185
営 業 外 収 益	4,592
受 取 利 息	84
雑 収 益	3,912
為 替 差 益	595
そ の 他	0
営 業 外 費 用	1,167
支 払 利 息	468
雑 損 失	0
為 替 差 損	682
経 常 利 益	71,610
特 別 利 益	0
資 産 除 去 債 務 取 崩 益	0
特 別 損 失	0
固 定 資 産 除 去 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	71,610
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,088
法 人 税 等 調 整 額	22,434
当 期 純 利 益	46,087
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	0
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 利 益	46,087

## 連結株主資本等変動計算書

自 令和 4 年 10 月 1 日

至 令和 5 年 6 月 30 日

(単位:千

円)

	株 主 資 本				評価・換算差 額等	非支配 株主持分	純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	有価証券評 価差額金		
当期首残高	494,000	318,095	211,058	10,053,153	2,601-	0	1,025,755
当期変動額							
新株の発行							
親会社株主に帰属する 当期純利益			46,087	46,087			46,087
その他							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計				46,087			46,087
当期末残高	494,000	318,095	211,058	10,069,240	2,601	0	1,071,842

# 連結注記表

## (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 1社……株式会社 SDGs マーケティング

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社…該当なし  
(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社…該当なし

### 3. 会計処理基準に関する事項

- (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①仕掛品…個別法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産…定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4～38年
構築物	15年
工具、器具及び備品	3～15年

②無形固定資産…定額法

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。

②ポイント引当金

各サービスサイト会員の将来のポイント使用に伴う支出に備えるため、過去の使用実績率に基づき算出した将来の使用見込み額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当期における支給見込み額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金細則に基づく期末要支給額を計上しております。

- (4) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。



## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。また、変動金利で調達しているため、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に基づき、期日管理及び残高管理を行うとともに、入金状況を随時把握する体制としております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### ②資金調達に係る流動性リスクの管理

借入金に係る流動性リスクについては、適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品については、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	745,678	745,678	—
(2) 受取手形及び売掛金	21,119	21,119	—
資産計	1,737,887	1,737,887	—
(1) 買掛金	249,076	249,076	—
(2) 長期借入金(1年内返済を含む)	85,329	85,329	—
負債計	675,046	675,046	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金の変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿によっております。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

区 分	1年内	1年超2年内	2年超3年内	3年超4年内
長期借入金	50,977	34,352	0	0
合 計	50,977	34,352	0	0

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,381円64銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 52円77銭    |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 決算期変更に関する注記

令和4年12月16日開催の株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を9月30日から6月30日に変更しております。よって、当事業年度は令和4年10月1日から令和5年6月30日までの9か月となっております。

## 監査報告書

私は、令和4年10月1日から令和5年6月30日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和5年8月31日

株式会社ドゥ・ハウス  
監査役 齊藤 和馬 ㊞

以上